

(意見書案第 6 号)

旧優生保護法において実施された優生手術に対する補償等の早期解決を求める意見書

昭和 23 年に制定された旧優生保護法は、戦後の社会的環境を考慮し、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに母性の生命健康を保護する」ことを目的として、優生手術や人工妊娠中絶の実施等の手続等を定めたものであるが、同法の規定では、障がい者に対する優生上の理由による不妊手術や人工中絶等は、本人の同意なく実施することが可能とされ、厚生労働省によると、旧優生保護法下において本人の同意なく実施された手術は全国で約 1 万 6,000 件、北海道内で約 2,500 件にも上るものである。

旧優生保護法の目的その他の規定において、「不良な子孫の出生を防止する」という優生思想に基づく部分が障がい者に対する差別になっている等の理由から、平成 8 年に母体保護法に改正されたものの、本人の同意なく実施された手術は、戦後間もない社会情勢のもとでの合法的措置とはいえ、現在の権利擁護の考え方や今日の価値観と照らしてみても相入れないものであり、優生手術に対する早急な補償等の対応を講ずる必要がある。

また今般、道では、旧優生保護法に基づき設置された「優生保護審査会」の資料の一部が保存されていることが確認できたことから、これらの資料を取りまとめて公開した。

こうした中、道内においても、過去に行われていた優生手術の実態や救済を求める声や動きがあり、今後、こうした声がさらに高まっていくことが予想される。

よって、国においては、旧優生保護法下で実施された優生手術の実態調査及び記録の保存、優生手術に対する補償等の早期解決を図るため、速やかに適正な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 6 月 22 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

} 宛